

平成21年財政検証関連資料(1)

(年金制度における世代間の給付と負担の関係等)

[目 次]

平成21年財政検証関連資料(1) 一概要一 …… 2

平成21年財政検証関連資料(1)

年金制度における世代間の給付と負担の関係 …… 5

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し …… 9

世帯類型別の年金額及び所得代替率 …… 11

厚生年金、国民年金(基礎年金)の財源と給付の内訳 …… 15

(参考)平成16年財政再計算の関連資料 …… 24

平成21年財政検証関連資料(1) 一概要一

1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係(給付負担倍率)

生年度	平成17(2005) 年における 年齢	平成22(2010) 年における 年齢	厚生年金(基礎年金を含む)		国民年金	
			平成16年 財政再計算	平成21年 財政検証 (基本ケース)	平成16年 財政再計算	平成21年 財政検証 (基本ケース)
1940年生	65歳	70歳	6.3倍	→ 6.5倍	4.3倍	→ 4.5倍
1945年生	60歳	65歳	4.6倍	→ 4.7倍	3.4倍	→ 3.4倍
1955年生	50歳	55歳	3.2倍	→ 3.3倍	2.3倍	→ 2.2倍
1965年生	40歳	45歳	2.7倍	→ 2.7倍	1.9倍	→ 1.8倍
1975年生	30歳	35歳	2.4倍	→ 2.4倍	1.8倍	→ 1.5倍
1985年生	20歳	25歳	2.3倍	→ 2.3倍	1.7倍	→ 1.5倍

2. 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度	平成16(2004) 年における 年齢	平成21(2009) 年における 年齢		厚生年金の標準的な年金額と同時点における 現役男子の平均賃金(手取り)との比率		
				受給開始時点 (65歳時点)	受給開始 10年後 (75歳時点)	受給開始 20年後 (85歳時点)
1944年生	60歳	65歳	平成16年財政再計算	57.5 %	47.8 %	41.8 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	51.7 %	43.2 %
1954年生	50歳	55歳	平成16年財政再計算	51.6 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	56.9 %	46.6 %	40.1 %
1964年生	40歳	45歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	54.0 %	44.4 %	40.1 %
1974年生	30歳	35歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	50.1 %	43.3 %	40.1 %

3. 世帯類型別の所得代替率

世帯類型		所得代替率		
		直近時点 (平成16, 21年度)	平成37(2025)年	平成62(2050)年
夫のみ就労の場合	平成16年財政再計算	59.3 %	50.2 %	50.2 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	55.2 %	50.1 %
40年間共働きの場合	平成16年財政再計算	46.4 %	39.3 %	39.3 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	48.3 %	43.1 %	39.9 %
男子単身の場合	平成16年財政再計算	42.5 %	36.0 %	36.0 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	43.9 %	39.3 %	36.7 %
女子単身の場合	平成16年財政再計算	52.7 %	44.7 %	44.7 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	55.3 %	49.2 %	45.0 %

4. 厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

厚生年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 1,200 兆円	1,710 兆円
国庫負担 340 兆円	
積立金 160 兆円	

厚生年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 1,190 兆円	1,660 兆円
国庫負担 330 兆円	
積立金 140 兆円	

国民年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 120 兆円	280 兆円
国庫負担 150 兆円	
積立金 10 兆円	

国民年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 90 兆円	220 兆円
国庫負担 120 兆円	
積立金 10 兆円	

※仮に、公的年金を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」の額を機械的に計算すると、平成16年財政再計算では、厚生年金420兆円、国民年金50兆円。平成21年財政検証(基本ケース)では、厚生年金500兆円、国民年金50兆円。

平成21年財政検証関連資料(1)

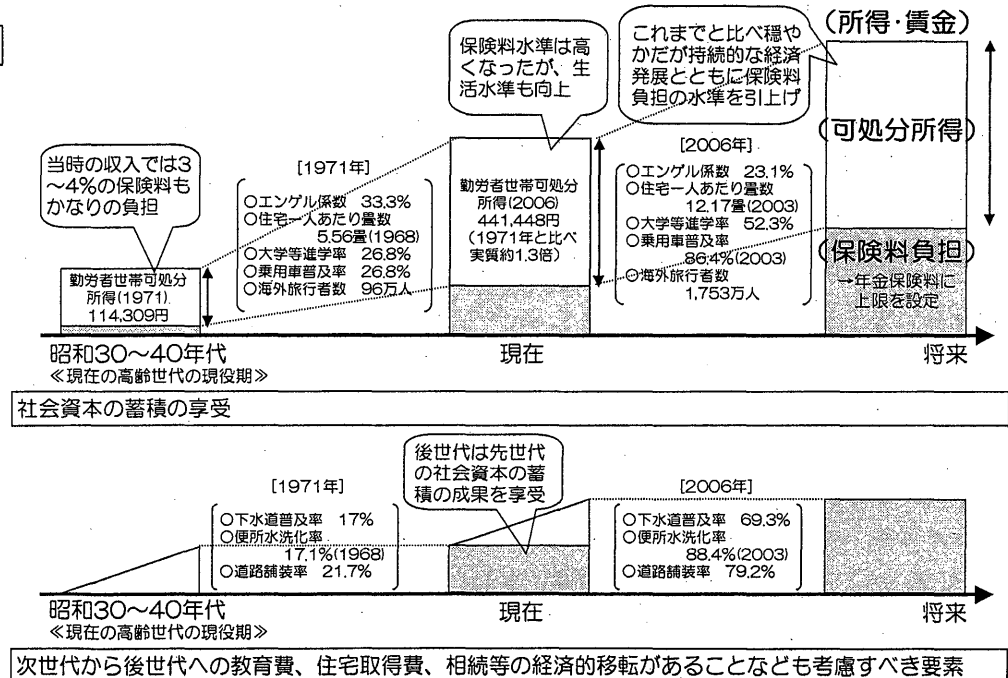
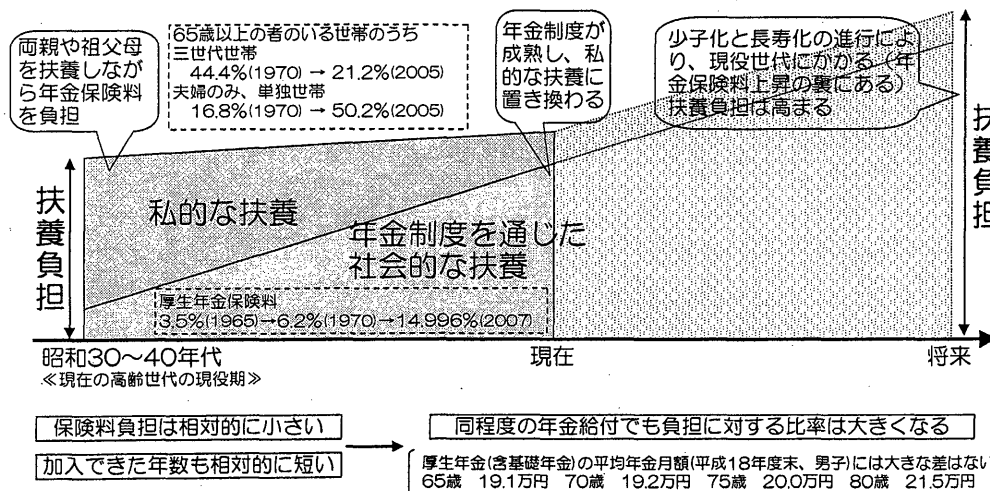
年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金制度の中で、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取るようになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。
- 現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、
 - ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
 - ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。
- 年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある
 - ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
 - ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
 - ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇
 などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできない。

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

生活水準の向上と実質的な保険負担能力の上昇

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



○ 賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したものをを用いて比較を行ったものである。

○ 65歳以降の年金受給額で比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

○ 事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 — 平成21年財政検証、基本ケース —】

	1940年生まれ (2010年70歳) [2005年度時点で換算]	1950年生まれ (2010年60歳) [2015年度時点で換算]	1960年生まれ (2010年50歳) [2025年度時点で換算]	1970年生まれ (2010年40歳) [2035年度時点で換算]	1980年生まれ (2010年30歳) [2045年度時点で換算]	1990年生まれ (2010年20歳) [2055年度時点で換算]	2000年生まれ (2010年10歳) [2065年度時点で換算]	2010年生まれ (2010年0歳) [2075年度時点で換算]
保険料負担額	900 万円	1,300 万円	2,200 万円	3,200 万円	4,500 万円	5,900 万円	7,700 万円	9,800 万円
年金給付額 〔65歳以降分〕	5,500 万円 4,300 万円	5,200 万円 4,600 万円	6,200 万円 6,100 万円	8,000 万円	10,400 万円	13,600 万円	17,600 万円	22,500 万円
負担給付比率 〔65歳以降分〕	6.5 倍 5.1 倍	3.9 倍 3.4 倍	2.9 倍 2.8 倍	2.5 倍	2.3 倍	2.3 倍	2.3 倍	2.3 倍

(注) 1. 設定は以下の通り。

夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額42.9万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)

2. 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

3. 人口推計、経済前提等については、平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

試算結果の詳細

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍率 ②/①
					年金給付額 ②'	倍率 ②'/①			
70歳	(1940年生)	万円 900	万円 5,500	6.5	万円 4,300	5.1	万円 300	万円 1,300	4.5
	[2005年度時点で換算]	(900)	(5,600)		(4,400)		(300)	(1,400)	
65歳	(1945年生)	1,000	4,800	4.7	4,000	3.9	400	1,300	3.4
	[2010年度時点で換算]	(1,000)	(4,800)		(4,000)		(400)	(1,300)	
60歳	(1950年生)	1,300	5,200	3.9	4,600	3.4	500	1,400	2.7
	[2015年度時点で換算]	(1,200)	(4,700)		(4,200)		(500)	(1,300)	
55歳	(1955年生)	1,700	5,600	3.3	5,200	3.1	700	1,500	2.2
	[2020年度時点で換算]	(1,500)	(4,900)		(4,500)		(600)	(1,300)	
50歳	(1960年生)	2,200	6,200	2.9	6,100	2.8	900	1,700	1.9
	[2025年度時点で換算]	(1,800)	(5,100)		(5,000)		(700)	(1,400)	
45歳	(1965年生)	2,700	7,100	2.7	7,100	2.7	1,100	1,900	1.8
	[2030年度時点で換算]	(2,100)	(5,600)		(5,600)		(800)	(1,500)	
40歳	(1970年生)	3,200	8,000	2.5	8,000	2.5	1,300	2,100	1.6
	[2035年度時点で換算]	(2,400)	(5,900)		(5,900)		(1,000)	(1,500)	
35歳	(1975年生)	3,800	9,100	2.4	9,100	2.4	1,500	2,400	1.5
	[2040年度時点で換算]	(2,700)	(6,400)		(6,400)		(1,100)	(1,700)	
30歳	(1980年生)	4,500	10,400	2.3	10,400	2.3	1,800	2,700	1.5
	[2045年度時点で換算]	(3,000)	(7,000)		(7,000)		(1,200)	(1,800)	
25歳	(1985年生)	5,200	11,900	2.3	11,900	2.3	2,000	3,100	1.5
	[2050年度時点で換算]	(3,300)	(7,600)		(7,600)		(1,300)	(2,000)	
20歳	(1990年生)	5,900	13,600	2.3	13,600	2.3	2,300	3,500	1.5
	[2055年度時点で換算]	(3,600)	(8,300)		(8,300)		(1,400)	(2,200)	
15歳	(1995年生)	6,800	15,500	2.3	15,500	2.3	2,700	4,000	1.5
	[2060年度時点で換算]	(3,900)	(9,000)		(9,000)		(1,500)	(2,300)	
10歳	(2000年生)	7,700	17,600	2.3	17,600	2.3	3,000	4,600	1.5
	[2065年度時点で換算]	(4,200)	(9,700)		(9,700)		(1,700)	(2,500)	
5歳	(2005年生)	8,700	19,900	2.3	19,900	2.3	3,400	5,200	1.5
	[2070年度時点で換算]	(4,600)	(10,400)		(10,400)		(1,800)	(2,700)	
0歳	(2010年生)	9,800	22,500	2.3	22,500	2.3	3,900	5,800	1.5
	[2075年度時点で換算]	(4,900)	(11,200)		(11,200)		(1,900)	(2,900)	

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

計算の前提

(1) 加入歴

① 厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別報酬月額が平成21年財政検証での標準報酬指数より算出。平均標準報酬月額42.9万円)妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。

② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

(2) 受給期間

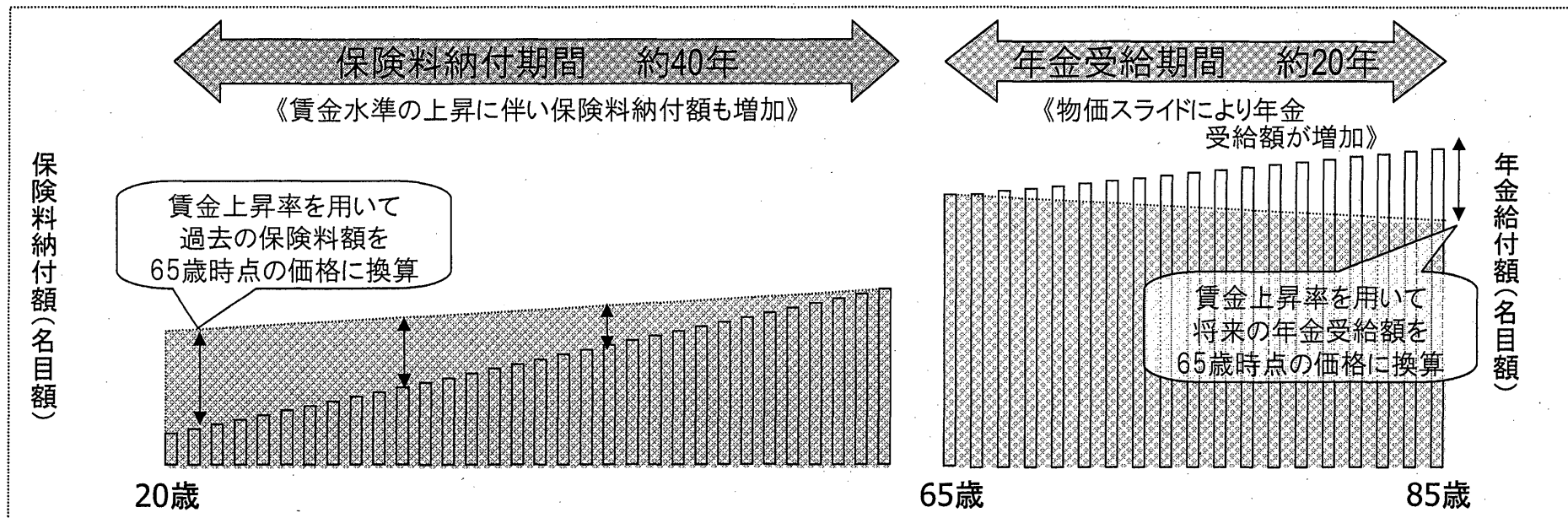
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成18年12月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

(3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

- 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
- 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々
の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
- マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金がかかる場合を除き、下がることはない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.8 (35.8)	39.6 (37.9)	44.8 (39.7)	50.6 (42.7)	57.3 (46.0)	64.8 (49.5)	73.4 (53.3)	83.0 (57.3)	93.9 (61.7)	106.2 (66.5)	120.2 (71.5)
1944年度生 (65歳) [平成21(2009)年度65歳到達]	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1%> (70歳)	23.2 (20.5) <51.7%> (75歳)	23.7 (20.0) <46.9%> (80歳)	24.8 (19.9) <43.2%> (85歳)						
1949年度生 (60歳) [平成26(2014)年度65歳到達]		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5%> (70歳)	25.0 (21.1) <49.3%> (75歳)	25.6 (20.5) <44.6%> (80歳)	26.9 (20.5) <41.5%> (85歳)					
1954年度生 (55歳) [平成31(2019)年度65歳到達]			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6%> (70歳)	26.7 (21.4) <46.6%> (75歳)	27.3 (20.8) <42.1%> (80歳)	29.4 (21.4) <40.1%> (85歳)				
1959年度生 (50歳) [平成36(2024)年度65歳到達]				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2%> (70歳)	29.4 (22.4) <45.3%> (75歳)	30.3 (22.0) <41.3%> (80歳)	33.3 (23.0) <40.1%> (85歳)			
1964年度生 (45歳) [平成41(2029)年度65歳到達]					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8%> (70歳)	32.6 (23.7) <44.4%> (75歳)	34.2 (23.7) <41.3%> (80歳)	37.6 (24.8) <40.1%> (85歳)		
1969年度生 (40歳) [平成46(2034)年度65歳到達]						33.6 (25.7) 51.9% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3%> (70歳)	36.4 (25.2) <43.9%> (75歳)	38.3 (25.2) <40.8%> (80歳)	42.6 (26.6) <40.1%> (85歳)	
1974年度生 (35歳) [平成51(2039)年度65歳到達]							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6%> (70歳)	40.6 (26.7) <43.3%> (75歳)	42.7 (26.7) <40.2%> (80歳)	48.2 (28.7) <40.1%> (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注6) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

生年(平成21(2009)年における年齢)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)	平成66年 (2054)	平成71年 (2059)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1944年生 (65歳) [平成21(2009)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.8 (6.0) (75歳)	6.9 (5.8) (80歳)	7.0 (5.6) (85歳)						
1949年生 (60歳) [平成26(2014)年65歳到達]		7.0 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.8) (80歳)	7.4 (5.6) (85歳)					
1954年生 (55歳) [平成31(2019)年65歳到達]			7.5 (6.7) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.6 (6.1) (75歳)	7.6 (5.8) (80歳)	7.8 (5.7) (85歳)				
1959年生 (50歳) [平成36(2024)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.5) (70歳)	8.2 (6.2) (75歳)	8.3 (6.0) (80歳)	8.9 (6.1) (85歳)			
1964年生 (45歳) [平成41(2029)年65歳到達]					8.8 (7.0) (65歳)	8.8 (6.7) (70歳)	8.9 (6.5) (75歳)	9.3 (6.5) (80歳)	10.0 (6.6) (85歳)		
1969年生 (40歳) [平成46(2034)年65歳到達]						9.2 (7.1) (65歳)	9.4 (6.8) (70歳)	9.8 (6.8) (75歳)	10.3 (6.8) (80歳)	11.4 (7.1) (85歳)	
1974年生 (35歳) [平成51(2039)年65歳到達]							9.8 (7.1) (65歳)	10.3 (7.1) (70歳)	10.8 (7.1) (75歳)	11.4 (7.1) (80歳)	12.9 (7.7) (85歳)

(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。

(注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。

(注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注4) ()内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。